

<空の安全・安心を！整理解雇四要件を守れ！>

2014.6.20

JAL闘争を支える京都の会News No.30

京都市東山区今熊野南日吉町 17 FAX : 075-531-3856 E-mail : komai123@kfa.biglobe.ne.jp

許せぬ！不当判決

不当判決をはねかえし 必ず職場に戻る！

JAL客室乗務員とパイロットの不当解雇撤回を求める東京高裁の控訴審判決が6月3日と5日に言い渡されました。両判決は地裁判決を踏襲して更に補強した内容になっており、高裁で新たに提出された多数の証言をまったく無視し、整理解雇を正当化する不当極まりない判決でした。原告団は上告し、この不当判決を乗り越えて勝利まで闘い抜く決意を固めています。



京都市内では6月12日、「JAL不当解雇撤回裁判高裁判決報告集会＆日本航空の不当解雇撤回をめざす京都支援共闘会議第4回総会」が開かれ、約100人が参加しました。

主催者を代表して世話人の吉岡徹・京都総評議長が挨拶し、「稻盛和夫が所在する京都としてさらに闘う」と決意表明、JAL不当解雇撤回国民共闘・大黒作治共同代表が連帯の挨拶をおこないました。続いて

安原幸雄弁護士より「高裁不当判決を乗り越えて今後の戦いを」として報告があり、「最高裁は狭き門だが、可能性がないなら上告を勧めない。2審判決の欠陥を明らかにして、最高裁が高裁判決を咎めることを追及する。また、日航内の闘いを前進させる、共闘運動を飛躍的に拡大する、政治（行政）による解決圧力を大きくする、国際世論も大きく広げる、自主解決の道も探る、これらのことともこれから闘いに必要。」と述べました。原告団は乗員原告の山口宏弥団長客乗原告の内田妙子団長、小森啓子原告、西岡ひとみ原告、鈴木圭子原告の5名が参加し、「必ず職場復帰を勝ち取る。」と全員決意表明しました。京都共闘・梶川事務局長の総会議案提案のあと、



「JAL闘争を支える京都の会」の駒井事務局長が「京都の会」の活動報告を行いました。勝利するまで、原告団とともに闘いましょう。